

立川市の景観表彰制度 の検討について

平成31年2月
立川市まちづくり部
都市計画課景観係

表彰の名称について

【 表彰の名称 】は

『 立川市景観賞 』

とします。

表彰の目的について

【 表彰の目的 】は、

- ▶立川市の景観形成に大きく貢献していると認められるものを表彰することにより、市民や事業者に向けて「景観とは何か」、「良い景観とは何か」、「景観形成とは何か」についての正しい理解を促すことです。
- ▶市民や事業者の景観形成への意欲を高め、立川市内における景観形成を推進することです。

表彰対象及び表彰対象者について

【 表彰の対象 】

立川市の景観形成に大きく貢献していると認められるもの。

【 表彰対象者 】

下記のAタイプ、Bタイプとする。

☆Aタイプ ⇒ 対象者は個人もしくは一事業者

☆Bタイプ ⇒ 対象者は団体（※）等

（※団体とは、一つの自治会内や地区内の隣り合った複数の住民や店舗等をいう。）

【 対象者でAタイプ、Bタイプに分けた理由】

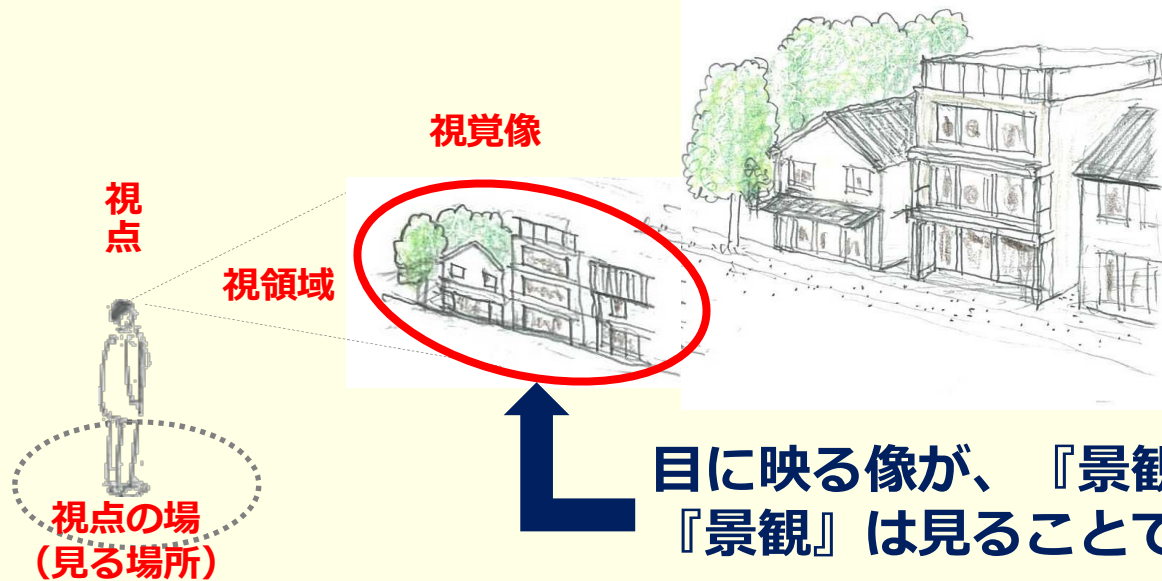
⇒景観形成に取り組む団体を増やす狙いでBタイプとして分けること

としました。なお、AタイプであってもBタイプであっても、評価をする視点は同じになります。

『 景観 』とは何か？

『良い景観』や『景観形成』を正しく理解するためには、『景観』とは何かを理解する必要があります。

『景観』とは、見る場所から人が見ること。
また、見ることで得られる目に映る像のこと。



目に映る像が、『景観』！
『景観』は見ることで生じる。

私たちは、この目に映る像を使って周囲の情報を収集し、その情報によって見ているものを評価しています。
地域の評価に関係するので、「景観」は重要なのです。

『 景観 』とは何か？

『景観』とは・・・

見る場所から人が見ること。



見ることで、得られる目に映る像のこと。



【見るための場所】で、人が見る【視覚像】

『 良い景観 』とは何か？ ①

『良い景観』とは、見たいものが見やすい状態にあることです。



『良い景観』とは、見たいもの【地域を理解する手掛かりであるシンボル：正面の教会】が見えるものになっていること。（←見ようとする方向に邪魔なものがない）

『 良い景観 』とは何か？ ②

『良い景観』とは、見たものが自分を大事にしてくれるように見えることです。



『良い景観』とは、見たいもの【人を大事にしてくれている（安全性・機能・おもてなしの表現がある）：暖簾やベンチなど】が見えるものになっていること。（←通りの全ての店先に、人を大事にしてくれている設えとして、暖簾やベンチなどが施されている）

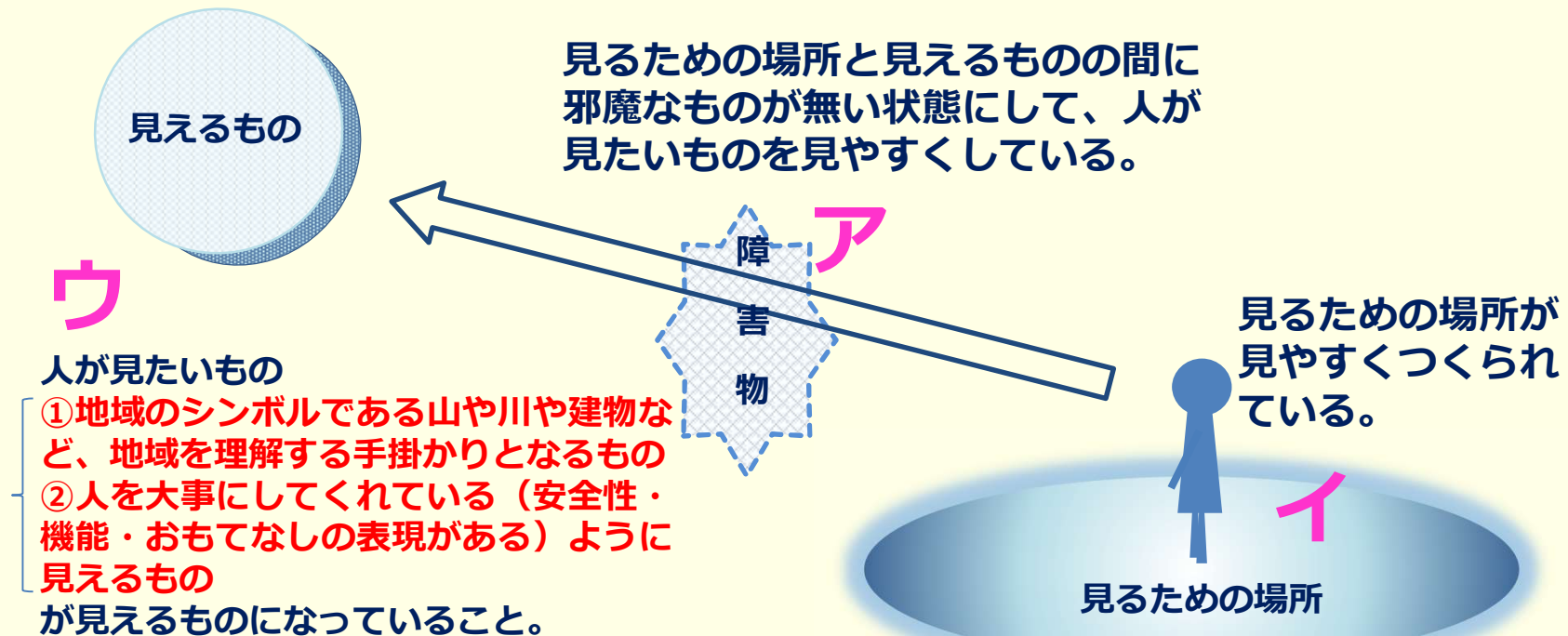
『 景観形成 』とは何か？

ア. 見るための場所と見えるものの中に邪魔なものが無い状態にして、人が見たいものを見やすくしていること。

イ. 見るための場所が見やすくつくられていること。

ウ. 見たいもの【①地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手掛かりとなるもの・②人を大事にしてくれている（安全性・機能・おもてなしの表現がある）ように見えるもの】が見えるものになっていること。

【 『 景観形成 』 のイメージ 】



評価基準について

表彰は「景観形成」がなされているものに対して行います。
よって、以下の評価基準ア・イ・ウがなされているかを審査します。

ア

見るための場所と見えるものの中に邪魔なものが無い状態にして、人が見たいものを見やすくしているか

イ

見るための場所が見やすくつくりられているか

ウ

見たいもの

①地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手掛かりとなるもの

②人を大事にしてくれている（安全性・機能・おもてなしの表現がある）ように見えるものが見えるものになっているか。



良くない事例

■ 視点と見る対象（お城）の間に、電柱や柱、生垣、樹木、車など、邪魔なものがあり、「見たいもの（お城）」が見にくく、悪い景観である。



これらの3枚の写真は、評価基準ウの見たいもの【①地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手掛かりとなるもの】の事例でもある



良い事例

■ 視点と見る対象（清水寺）の間に邪魔なものがなく、見たいものである「清水寺」が見やすくなっている。



■ 見たいものである「港や調和のとれた建物が連なる街並み」が程よい大きさで見えるため、良い景観である。



良くない事例

■ 見る場所に柵や植物などの立ち上がりがあるため、見たいものが見にくい場所になっており、悪い景観である。



良い事例

■ 見る場所が、柵等を設けず、見たいもの（水辺の景色）を遮らないよう整備されているため、見たいものが見やすく良い景観である。



■ 見る場所にベンチを設置し、自己領域（他と区別した特別な空間）を形成している。



良くない事例

■ 植栽が店舗への動線を阻害しているため、見た人に対して「入ってくるな」と拒絶する形になっており、歓迎されていないように見えるため、悪い景観である。



■ 塀が設けられ道路側の空間に対して閉鎖的な形になっているため、見た人に対して拒絶する形になっており、悪い景観である。



良い事例

■ 大きなベンチや提灯、調和したフラッグ等があり、「歓迎している」ように見えるため、良い景観である。



■ ベンチや花、手書きのイーゼル看板、足湯などのおもてなしの表現がされており、「わたしを大事にしている」、「歓迎している」ように見えるため、良い景観である。

これらの2枚の写真は、評価基準ウの②人を大事にしてくれている（安全性・機能・おもてなしの表現がある）ように見えるもの」の事例である

表彰対象Aタイプとは

【 表彰対象Aタイプ 】 ⇒対象者は**個人もしくはは一事業者**

立川市の景観形成に大きく貢献していると認められるもの。

<下記のア、イ、ウ>

(※建築物単体についての外観やデザイン等を評価するものではない。)

ア. 見るための場所と見えるものの中に邪魔なものが無い状態にして、人が見たいものを見やすくしていること。

イ. 見るための場所が見やすくつくられていること。

ウ. 見たいもの【①地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手掛かりとなるもの・②人を大事にしてくれている（安全性・機能・おもてなしの表現がある）ように見えるもの】が見えるものになっていること。

表彰対象Bタイプとは

【 表彰対象Bタイプ 】 ⇒対象者は**団体等**

一つの自治会内や地区内の隣り合った複数の住民や店舗等の団体（景観形成を行うものが合意形成を図った団体である）による自発的な取り組みによって景観形成に大きく貢献していると認められるもの。〈下記のア、イ、ウ〉
加えて、取り組みの継続によって良好な景観が維持されているもの。〈下記のエ〉

ア. 見るための場所と見えるものの中に邪魔なものが無い状態にして、人が見たいものを見やすくしていること。

イ. 見るための場所が見やすくつくられていること。

ウ. 見たいもの【①地域のシンボルである山や川や建物など、地域を理解する手掛かりとなるもの・②人を大事にしてくれている（安全性・機能・おもてなしの表現がある）ように見えるもの】が見えるものになっていること。

エ. 自発的な取り組みによって生まれた景観が取り組みの継続により維持されている。

表彰対象Bタイプの事例

【 事例1 】

☆地区計画区域内や建築協定のある区域などで、計画や協定での規制の他、区域内における自主的なルールの策定と住民の遵守により景観形成がなされ、その状態が維持されている。

【 事例2 】

☆市街地開発事業で作られた開発地や複数の用途が複合した大規模開発等において、竣工後にテナントの商業者や事業者等が1つの街区として合意形成を図り、当該街区の景観形成と維持に寄与した取り組みを行っている。

表彰対象とするか判断が難しいものについて

①公園、道路、水路等の清掃活動 ⇒ 対象とするのは難しい

②草花等の植栽活動 ⇒ 植え方の方法により対象となる場合がある

③季節ごとの道路から見える敷地内屋外部における装飾

<事例> ⇒ 飾り方の方法により対象となる場合がある

- ・鯉のぼり
- ・七夕飾り
- ・ハロウィンの飾り
- ・クリスマスのイルミネーション
- ・正月飾り

①公園、道路、水路等の清掃活動

公園、道路、水路等における通常行われるようなゴミ拾いや落ち葉掃き等の清掃活動は、評価基準のAにもイにもウにも該当しません。

清掃・美化活動によりまちをきれいにすることは、とても大切なことですが、景観表彰の対象とすることは難しいと考えます。



表彰対象とするか判断が難しいものの整理②

②草花等の植栽活動

まちに潤いを与え、環境を良くすることにつながるような草花等の植栽活動はとても良い取り組みです。ただし、ただ植えるだけでは景観形成とはなりません。植栽については、その方法によって、景観形成につながるものとつながらないものがあります。

良い景観

ア

見るための場所と見えるもの
の間に邪魔なものが無い状態
にして、人が見たいものを見
やすくしているか

イ

見るための場所が見やすくつ
くられているか

ウ

見たいもの
①地域のシンボルである山や
川や建物など、地域を理解す
る手掛かりとなるもの
②人を大事にしてくれている
(安全性・機能・おもてなし
の表現がある)ように見える
もの
が見えるものになっているか。

植栽による景観形成

視界を阻害しない植栽活動

見たいものの方向に高木等の
背の高い植栽をしない

視点の場を意識した
優れた植栽活動

見えるものにおもてなしの表現
を付加した優れた植栽活動

見えるもの(事例写真では建物)
の入口に植栽を施し、おもてなし
を表現している。



表彰対象とするか判断が難しいものの整理③

③期間限定の道路から見える敷地内屋外の装飾

鯉のぼり・七夕飾り・ハロウィンの飾り・クリスマスのイルミネーション・正月飾り… など

敷地内屋外の装飾は、②の草花等の植栽活動と同様に、**ただ飾ればよい**というものではなく、**飾り方によって、景観形成につながるものとならないものがあります。「視界を阻害しない装飾」・「視点の場を意識した装飾」・「見えるものにおもてなしの表現を付加した装飾」となっていることが評価の視点となります。**

よって、飾り方によっては、期間限定であっても日本の文化や季節感を外構等に取り入れることで、見る人に対してのおもてなし表現となり、立派な景観形成の一環となりえる場合があります。

表彰対象、表彰対象者に関する行政の取り扱いについて

行政機関が行うものを表彰の対象とすることや行政機関を表彰対象者とするについての整理

	事業主	設計を受託した事業者	施工を請け負った事業者
国	○	○	○
東京都	○	○	○
立川市	×	○	○